議案第８１号

令和５年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算

第１条　令和５年度大牟田市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和５年度大牟田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第１号中「３３，０８３戸」を「３２，５７８戸」に改め、同条第２号中「９，５２６，９５３㎥」を「８，７０６，０５７㎥」に改め、同条第３号中「２６，０３０㎥」を「２３，７８７㎥」に改め、同条第４号を次のように改める。

(4)　主要な建設改良事業

ア　公共下水道築造費　　１，４１０，８１３千円

イ　施設設備費　　９，９８３千円

ウ　災害復旧費　　４０３，６５１千円

エ　施設改良費　　３８８，７７７千円

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収	入	
第１款　下水道事業収益	4,275,118千円	△131,699千円	4,143,419千円
第１項　営業収益	2,553,297千円	△56,640千円	2,496,657千円
第２項　営業外収益	1,720,969千円	△75,059千円	1,645,910千円
	支	出	
第１款　下水道事業費用	3,704,141千円	△14,763千円	3,689,378千円
第１項　営業費用	3,410,331千円	△30,885千円	3,379,446千円
第２項　営業外費用	293,102千円	15,717千円	308,819千円
第３項　特別損失	508千円	405千円	913千円

第４条　予算第４条本文括弧書中「１，４４５，８４４千円」を「１，４０６，２０２千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収	入	
第１款　資本的収入	2,553,828千円	△165,616千円	2,388,212千円

第１項　企　業　債	1,025,900千円	△83,900千円	942,000千円
第２項　国庫補助金	1,221,081千円	△83,272千円	1,137,809千円
第３項　負担金及び交付金	182,928千円	909千円	183,837千円
第４項　他会計補助金	118,212千円	647千円	118,859千円
支　出			
第１款　資本的支出	3,999,672千円	△205,258千円	3,794,414千円
第１項　建設改良費	2,506,031千円	△205,258千円	2,300,773千円

第５条　企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 1,025,900	証書借入れによる普通貸借。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0％以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。	千円 942,000	証書借入れによる普通貸借。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0％以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。

第６条　予算第１０条第１号を次のように改める。

(1)　職員給与費　　３１４，６５３千円

第７条　予算第１１条中「７３５，７１８千円」を「６８０，０５６千円」に改める。

令和　６　年　２　月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

提案理由

公共下水道事業会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を求める。